



平成 24 年 4 月 26 日

各 位

エ ス テ ー 株 式 会 社  
代表執行役社長 米 田 幸 正  
(コード番号 4951 東証第一部)  
問合せ先 人事・総務グループ  
マネージャー 山本 加津志  
TEL 03(5906)0735

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 24 年 6 月 15 日開催予定の第 65 期定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 事業活動の多様化と子会社を含む今後の事業展開に備えるとともに、当社事業の現状に即して事業内容の明確化を図るため、第 2 条に定める事業目的について所要の追加を行うものであります。
- (2) 現執行役職位に係る条文を全体的に見直し、柔軟かつ機動的な体系へと転換を図るため、関連規定であります第 36 条代表執行役、第 37 条役付執行役、第 38 条職務の分掌および指揮命令関係について所要の変更を行うものであります。  
また、この変更により、第 22 条取締役会会長の呼称につきましても執行役職位の呼称との混同を避けるため、取締役会議長への変更と、第 23 条取締役会の招集においても同様の変更を行うものであります。
- (3) 上記条文の変更に伴い条数の繰り上げを行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 24 年 6 月 15 日 (金)

定款変更の効力発生日 平成 24 年 6 月 15 日 (金)

以 上

定款変更新旧対照表

(下線は変更部分を示します)

| 現 行 定 款   | 変 更 案  |
|---|--|
| <p><b>【目的】</b><br/>           第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 防虫防臭剤・殺虫剤の製造ならびに販売</li> <li>2. 芳香剤・消臭剤・脱臭剤の製造ならびに販売</li> <li>3. 除湿剤の製造ならびに販売</li> <li>4. ゴム製品およびビニール製品の製造ならびに販売</li> <li>5. 医薬品・医薬部外品・化粧品・工業薬品・食品および食品添加物の製造ならびに販売</li> <li>6. 合成洗剤・界面活性剤の製造ならびに販売</li> <li>7. 日用品雑貨・衛生用品・自動車用品の製造ならびに販売</li> <li>8. 玩具の製造ならびに販売</li> <li>9. 特許権・実用新案権・意匠権・商標権等工業所有権および著作権・商品化権等の取得ならびに使用許諾・売買</li> <li>10. 上記各号に必要な輸出入業務ならびに附帯する一切の業務</li> </ol> <p><b>【取締役会会長】</b><br/>           第22条 取締役会は、その決議により、取締役会会長1名を選定する。</p> <p><b>【取締役会の招集】</b><br/>           第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会会長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役会会長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 第30条に定める各委員会の委員である取締役であって各委員会が指名する者は前項の定めに関わらず、取締役会を招集することができる。</li> <li>3. 執行役は前2項の定めに関わらず、法令に従い取締役会の招集を請求し、または招集することができる。</li> <li>4. 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。</li> </ol> | <p><b>【目的】</b><br/>           第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ～4. (現行どおり)</li> <li>5. 医薬品・医薬部外品・<u>医療機器</u>・化粧品・工業薬品・食品および食品添加物の製造ならびに販売</li> <li>6. (現行どおり)</li> <li>7. 日用品雑貨・衛生用品・自動車用品・<u>各種測定器・美容機械器具</u>の製造ならびに販売</li> <li>8. ～10. (現行どおり)</li> </ol> <p><b>【取締役会議長】</b><br/>           第22条 取締役会は、その決議により、取締役会議長1名を選定する。</p> <p><b>【取締役会の招集】</b><br/>           第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会議長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役会議長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. ～4. (現行どおり)</li> </ol> |

| 現 行 定 款  | 変 更 案  |
|--|--|
| <p>【代表執行役】<br/> 第 36 条 当社は、取締役会の決議により、<br/> 執行役の中から代表執行役を選定<br/> する。<br/> <u>2. (新設)</u></p> <p>【役付執行役】<br/> 第 37 条 当社は、取締役会の決議により、<br/> <u>執行役社長 1 名、専務執行役、常務<br/> 執行役各若干名を定めることがで<br/> きる。</u></p> <p>【職務の分掌および指揮命令関係】<br/> 第 38 条 当社は、取締役会の決議により、<br/> 執行役の職務の分掌および指揮命<br/> 令関係を定める。<br/> 第 39 条～第 50 条<br/> (条文省略)</p> | <p>【代表執行役および執行役社長】<br/> 第 36 条 当社は、取締役会の決議により、<br/> 執行役の中から代表執行役を選定<br/> する。<br/> 2. <u>当社は、取締役会の決議により、<br/> 執行役社長 1 名を定める。</u></p> <p>(削除)</p> <p>【<u>職位、職務</u>の分掌および指揮命令関係】<br/> 第 37 条 当社は、取締役会の決議により、<br/> 執行役の<u>職位、職務</u>の分掌および指<br/> 揮命令関係を定める。<br/> 第 38 条～第 49 条<br/> (現行どおり)</p> |